本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。 理

上告人の上告理由第一点、第二点及び上告補助参加人東京自動車交通労働組合代理人渋田幹雄、同土生照子、同安田叡、同石野隆春の上告理由について所論は、要するに、不当労働行為により解雇された労働者がその解雇期間中に他の職に就いて収入を得た場合、右収入の額を控除しないで賃金相当額の遡及支払い (バツクペイ) を命ずることは違法であるとして上告委員会の救済命令を取り消し た原判決には、労働委員会の裁量権の範囲とその司法審査の限界に関する労働組合 法(以下「法」という。)及び行政事件訴訟法の解釈を誤り、ひいては労働基本権 を保障した憲法の規定の解釈、適用を誤つた違法があり、また、法の基本原理であ る公平の理念に反した違法がある、というのである。

- 思うに、法二七条に定める労働委員会の救済命令制度は、労働者の団結権及 び団体行動権の保護を目的とし、これらの権利を侵害する使用者の一定の行為を不 当労働行為として禁止した法七条の規定の実効性を担保するために設けられたものであるところ、法が、右禁止規定の実効性を担保するために、使用者の右規定違反 行為に対して労働委員会という行政機関による救済命令の方法を採用したのは、 用者による組合活動侵害行為によつて生じた状態を右命令によつて直接是正するこ とにより、正常な集団的労使関係秩序の迅速な回復、確保を図るとともに、使用者 の多様な不当労働行為に対してあらかじめその是正措置の内容を具体的に特定して おくことが困難かつ不適当であるため、労使関係について専門的知識経験を有する 労働委員会に対し、その裁量により、個々の事案に応じた適切な是正措置を決定 し、これを命ずる権限をゆだねる趣旨に出たものと解される。このような労働委員 会の裁量権はおのずから広きにわたることとなるが、もとより無制限であるわけで はなく、右の趣旨、目的に由来する一定の限界が存するのであつて、この救済命令 は、不当労働行為による被害の救済としての性質をもつものでなければならず、このことから導かれる一定の限界を超えることはできないものといわなければならな い。しかし、法が、右のように、労働委員会に広い裁量権を与えた趣旨に徴する と、訴訟において労働委員会の救済命令の内容の適法性が争われる場合において も、裁判所は、労働委員会の右裁量権を尊重し、その行使が右の趣旨、目的に照ら して是認される範囲を超え、又は著しく不合理であつて濫用にわたると認められる ものでない限り、当該命令を違法とすべきではないのである。
- 右の見地に立つて法七条一号に違反する労働者の解雇に対する救済命令の内 容について考えてみると、法が正当な組合活動をした故をもつてする解雇を特に不 当労働行為として禁止しているのは、右解雇が、一面において、当該労働者個人の雇用関係上の権利ないしは利益を侵害するものであり、他面において、使用者が右の労働者を事業所から排除することにより、労働者らによる組合活動一般を抑圧な いしは制約する故なのであるから、その救済命令の内容は、被解雇者に対する侵害 に基づく個人的被害を救済するという観点からだけではなく、あわせて、組合活動 一般に対する侵害の面をも考慮し、このような侵害状態を除去、是正して法の所期 する正常な集団的労使関係秩序を回復、確保するという観点からも、具体的に、決 定されなければならないのである。不当労働行為としての解雇に対する救済命令においては、通例、被解雇者の原職復帰とバックペイが命ぜられるのであるが、このような命令は、上述の観点からする必要な措置として労働委員会が適法に発しうる ころといわなければならない。

ところで、本件における問題は、不当労働行為により解雇された労働者がそ の後原職に復帰するまでの間において他で就労して収入を得た場合に、労働委員会 は、原職復帰とともにバツクペイを命ずるあたつて、解雇期間中の得べかりし賃金 相当額から右の中間収入の額を控除しなければならないかどうか、ということであ

る。そこで考えるのに、 (一) まず、右解雇によつて被解雇者個人が受ける経済的被害の面をみると、被 (一) まず、右解雇によつて被解雇者の下で就労して賃金の支払いを受けるという 解雇者は、解雇によつて従前の使用者の下で就労して賃金の支払いを受けるという 雇用関係上の利益を喪失する点において個人的な被害を受けるのであるが、他面、 右使用者の下における就労から解放され、自己の労働力を自由に利用しうる状況に 置かれるわけであるから、他に就職して収入を得た場合には、それが従前の就労か らの解放によつて可能となつた労働力の使用の対価であると認められる限り、解雇 による経済上の不利益はその限度において償われたものと考えられ、したがつて、

バックペイとしてその既に償われた部分までの支払いを命ずることは、個人的な経済的被害の救済の観点からする限りは、実害の回復以上のものを使用者に要求るものとして救済の範囲を逸脱するものと解される。もつとも、この観点からみる合においても、第一審判決の指摘するように、解雇と中間収入の獲得との間にいてのような因果関係があるということだけから直ちに、右の中間収入の全額について経済的不利益の回復があつたものとみるべきではなく、労務の性質及び内容もまた労働者にとつて重要な意味をもつものであることは明らかであるから、例えば、被解雇者に中間収入をもたらした労務が、従前の労務と比較して、より重い精神的、解雇者に中間収入をもたらした労務が、従前の労務と比較して、より重い精神的ない。

(二) 次に、右解雇が当該使用者の事業所における組合活動一般に対して与える者と、前述のように、この侵害は、当該労働者の解雇により、労働との組合活動意思が萎縮し、そのため組合活動一般に対して制約的効果が及るというなり生ずるものであるから、このような効果を除去するためには、解雇者に対する加害が結局において加害としての効果をもちえなかつたといる。中間組合をである。が、全人の共享との金額の決定も、右のような見地において現実に受ける人の独立を表して現る。というであるが解雇によって現るというである。という観点をもち、の難易、が対して現るのである。というである。というできるというできるというである。というである。というできるというである。というできるというできるというできるというできるというできるというできる。というできるというできるというできるというできるというできるというできるというできるというできるというできるというできるというできるというできるというできるというできるというできる。というできるというというできるというというできるというでものできるというできるといっでものできるというできる。ことものできるというできるというできるというできるというできる。ことものできるというできる。ことものできるというできる。ことものできるというできる。ことものできるというできる。ことものできるというでものできる。ことものできるというでものできる。ことものできる。ことできるというできる。ことできるというでものできる。ことものできるというでものできる。ことでものできる。ことものできるというできる。ことものできる。ことものできる。ことものできる。ことのできる。ことのものできる。というできる

上述したところからすれば、不当労働行為による解雇に対する救済命令においてはバックペイの支払命令が不可欠なものであり、このことは解雇期間中被解雇者に中間収入があつたかどうかによつて影響を受けるものではないとする見解は、是認することができず、そのような見解を前提とし、中間収入の有無を全く考慮せず、常に、解雇期間中における得べかりし賃金相当額全額の支払いを命ずることは、被害の救済としては合理性を欠くものといわなければならない。

(三) これを要するに、中間収入控除の要否及びその金額を決定するにあたつては、労働委員会は、右の(一)及び(二)の両面からする総合的な考慮を必要とするのであつて、そのいずれか一方の考慮を怠り、又は救済の必要性の判断において合理性を欠くときは、裁量権の限界を超え、違法とされることを免れない。

当裁判所昭和三六年(オ)第五一九号同三七年九月一八日第三小法廷判決・民集 一六巻九号一九八五頁は、上記説示と抵触する限度において、変更すべきものであ る。

なお、付言するのに、不当労働行為としての解雇を使用者の事業所における 組合活動一般に対する侵害の面に着目して一元的にとらえ、救済命令についても専 ら右の観点のみからその必要性と適切性を判断してその内容を決定すべきものとす る考え方があるが、この考え方は、不当労働行為としての解雇が被解雇者個人に与 える侵害の面を不当に軽視するものというべきである。もともと、法七条一号に違 反する不当労働行為においては、使用者は、個々の労働者に対する不利益取扱いを するとともに、これによって労働者らの団結権及び団体行動権を侵害するのであって、その侵害の結果が不利益取扱いを受けた個々の労働者に対しても等しく現実に 生ずるものであることは、否定し去ることができない。また、不当労働行為として の解雇に対する救済として、解雇された労働者の原職復帰を命ずるとともに解雇期 間中の得べかりし賃金相当額のバツクペイを命ずるというのも、当該労働者に生じ た解雇という被害に着目し、就労の機会が奪われたことに対して原職復帰を、賃金 取得の可能性が奪われたことに対してバックペイを、それぞれ命ずるものであつて、その救済はあくまでも被解雇者当人の個人的要素を無視しては実現することができないものなのである。このような不当労働行為としての解雇の本質及びその救済方法の内容に照らせば、労働委員会がバックペイの要否及びその金額を決定する にあたつては、解雇が使用者の事業所における組合活動一般に与えた侵害を除去、 是正して正常な集団的労使関係秩序を回復、確保するという観点からだけではな 被解雇者に対する侵害に基づく個人的被害を救済するという観点にも立つて、 これを決定すべきことは、むしろ当然であるといわなければならない。

また、労働委員会としては、バツクペイ命令に際し、中間収入の控除を考慮する

の煩に堪えないとする論もあるが、労働委員会は、中間収入の控除の要否及び控除の程度の決定に関係がある前記三の(一)、(二)の諸点について、両当事者の主張立証するところと職権調査の結果とを総合して勘案すれば、その決定にさほどの困難をきたすことがあるものとは考えられない。

五 以上の見地に立つて本件をみるのに、原審が適法に確定したところによれ ば、上告補助参加人A外五名は、ハイヤー・タクシー業等を営む被上告会社に自動車運転手として雇用された者であるところ、雇用されてからそれぞれ半年ないし三 年半ほど経つてから解雇され、その後、一人が約半年後であるほかは、早い者は解雇の日の翌日、遅い者でも約一か月後には他のタクシー会社に運転手として雇用さ れ、従前の賃金額には及ばないまでもこれに近い金額の収入を得ていたというので ある。これによつてみるときは、右上告補助参加人らの得た中間収入は、いずれも 従前の労務と同じくタクシー会社の運転手として稼働したことによつて得たもので あるから、解雇による個人的な経済的被害の救済という観点からは当然にその控除 を考慮すべきものである。また、組合活動一般に対する侵害的効果の除去の観点か らみても、上記認定の諸事実と、当時のダクシー業界における運転手の雇用状況、 特に同業他社への転職が比較的頻繁かつ容易であつたこと等に照らせば、たとえ上 告補助参加人らの他会社への転職が、同人らの主張するように、臨時採用にかかる ものであり、また、その収入も専ら歩合給としてであつて従前のような固定給の保 障を欠くものであつたとしても、解雇による被解雇者の打撃は比較的軽少であり したがつてまた、被上告会社における労働者らの組合活動意思に対する制約的効果 にも、通常の場合とかなり異なるものがあるとみるのが当然であるから、特段の理 由のない限り、バツクペイの金額を決定するにあたつて上記のような中間収入の控除を全く不問に付することは、合理性を欠くものといわなければならない。しかるに、上告人は、本件バツクペイ命令において右中間収入の控除を全く不要とするこ とにつき特段の理由を具体的に示すところがなく、また、本件にあらわれた資料に よつても、このような理由を見出すことができないのである。そうである以上、本 件バツクペイ命令は、結局において、上告人に認められた裁量権の合理的な行使の 限度を超えたものといわざるをえない。

六 右の次第であるから、原判決には、上記説示と異なる解釈をとつた点において法令の解釈、適用の誤りがあるが、本件バツクペイ命令に裁量権行使の違法があるとしたこと自体は正当であり、論旨は、結局、理由がない。

上告人の上告理由第三点について

解雇が無効である場合の被解雇者の賃金請求権及びその金額と労働基準法二六条との関係は、労働委員会による救済命令としてのバツクペイ命令の金額の問題とは直接の関係がないから、所論のような抵触の問題は生じない。論旨は、採用することができない。

同第四点について

論旨は、原判決を正解せず、又は独自の見解に立つてこれを非難するものであつて、採用することができない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法三九六条、三八四条二項、九五条、八九条に従い、上告人の上告理由第一点、第二点及び上告補助参加人東京自動車交通労働組合代理人渋田幹雄外三名の上告理由について、裁判官岸盛一、同団藤重光、同本林譲、同服部高顯、同環昌一の各反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官岸盛一の反対意見は、次のとおりである。

私は、不当労働行為にあたる解雇に対する救済命令において、労働委員会が、原職復帰とともに解雇期間中の得べかりし賃金相当額の遡及払いを命ずるにあたつては、解雇された労働者が解雇期間中に他で働いて得た中間収入のごときは、これを控除すべきではないと考える。

その理由は、次のとおりである。

一 労組法七条の規定を受けた同法二七条の不当労働行為救済命令の制度は、使用者による組合活動侵害行為である不当労働行為によつて生じた違法状態を行政機関である労働委員会の救済命令によつて直接是正することによつて、正常な集団的労使関係秩序を回復、確保しようとする趣旨に出たものであり、また、同法七条一号が正当な組合活動をした故をもつてする解雇を不当労働行為として禁止しているのは、使用者が自己の事業所における労働者の正当な組合活動一般を抑圧ないしは制約しようとすることを封ずるためであるから、不当労働行為としての解雇に対する救済命令の具体的内容を決定するにあたつては、解雇された労働者個人の被害の

救済の観点からではなく、専ら右の組合活動一般に対する侵害の面に着目し、この 侵害を直接排除して、正常な集団的労使関係秩序を回復、確保するためには何が必 要な処置であるかという観点から、その内容を決定すべきものであり、このこと は、裁判官団藤重光外三裁判官の反対意見の説くとおりであると考える。

のように、不当労働行為としての解雇が当該事業所の労働者の組合活動一般に 与える侵害の面のみに着目し、この侵害を直接是正するにはどのような措置が必要 かという観点に立つて考える限り、解雇という加害行為は、必然的に従業員として の地位を奪い、その者の就労の機会とその対価としての賃金の取得の可能性を喪失 させるものであるから、遡及的にその加害の行為を無に帰せしめ、組合活動に対する侵害を除去するためには、使用者に対して、被解雇者を原職に復帰させるととも に、原則として解雇されていた期間中の得べかりし賃金相当額全額の支払いを命ず べきであつて、中間収入はこれを控除すべきでないと考える。けだし、不当労働行 為制度は、労働者の団結権・団体行動権を侵害する使用者の不当労働行為によつて 生じた状態を是正して労使間に正常な労使関係秩序を回復、確保するため、その不 当労働行為がなかつたと同様の状態を復元することを使用者に義務づけたものと解 されるのであるから、解雇された労働者が解雇期間中他で稼働して得た中間収入な どは、当該労働者個人の経済的被害の救済の観点からは問題とされうる事柄である にしても、右のような使用者の復元義務とは本質的な関連性をもたない付随的な被 解雇者の利益として、失業保険金などと同様にバツクペイの額から控除すべきでは ないと考えられるからである。不当労働行為制度は、労働者の団結権・団体行動権 の擁護を定めた憲法二八条の規定を受けて、専ら正常な集団的労使関係秩序の回復、確保という観点に立つて不当労働行為からの救済を図る特別の制度と解される のであり、被解雇者が従前の使用者のもとで就労できないため、やむをえず他で働いて収入を得たということは、本来、使用者にとつては無縁の偶然的な事情であつ て、専ら右のような労使関係秩序の回復、確保という観点に立つ労働委員会の視野 に入らない事柄というべきである。そして、このような労働委員会の救済命令にお いて中間収入を控除しない得べかりし賃金相当額全額のバックペイが命ぜられた結 果、被解雇者が中間収入の額だけ余計の経済的利得をしたとしても、それは専ら使用者と右被解雇者との個人的な法律関係上の問題として別途に司法的処理によつて解決されるべきものであつて、労働委員会の関知するところでないというべきである。バックペイ命令は右のような趣旨において発せられるものであり、労働委員会が使用者と被照原者便したの私法との法律関係によった。 が使用者と被解雇者個人との私法上の法律関係にまで立入り審査しなければならな いものでないことは、行政処分である救済命令の本質からして当然である。

なお、私は、右のように、中間収入を控除しない点に救済命令制度の一つのメリットがあると考えるが、さればといつて、労働委員会にはバックペイの額の決定ついてなんらの裁量権がないというのではない。ひとしく不当労働行為といつても、解雇の具体的事情等により労使関係に与えるひずみには大小の幅があり、当該事業所における労働者らの組合活動一般が受ける侵害の程度もまた一様ではないのであるから、労働委員会がバックペイの要否及びその金額を決定するにあたつては、中間収入、失業保険金の有無等使用者の前記復元義務と無関係な付随的事項は、中間収入、失業保険金の有無等使用者の前記復元義務と無関係な付随的事項は、中間収入、解雇の具体的事情等不当労働行為が労働者らの組合活動一般に与える侵害の大小に影響を及ぼす事情を参酌し、それぞれの事案における労使紛争の実情に即した適切妥当な裁量を加えることができるのは当然のことというべきである。

記した。 一は、 一は、 できるのでは、 でのには、 でのに、 でのには、 でのに、 で

以上の次第であつて、得べかりし賃金相当額全額の支払いを命じた上告委員会の本件バックペイ命令には、中間収入を控除しない点においてなんらの違法はなく、また上告委員会が中間収入の控除以外の点でその裁量権の行使を誤つたことについては、なんらの主張、立証がないのであるから、結局、本件バックペイ命令を違法とする被上告人の主張は、理由がないといわなければならない。

よつて、本件は、右と異なる判断に立つ原判決を破棄し、第一審判決を取り消し、被上告人の本件救済命令の取消しを求める請求を棄却する判決をすべきものと考える。

裁判官団藤重光、同本林譲、同服部高顯、同環昌一の反対意見は、次のとおりである。

一 労働組合法(以下「法」という。)二七条に定める労働委員会の救済命令制度の趣旨、目的及び救済命令の内容の決定について労働委員会に与えられた裁量権に関して多数意見の説くところは、おおむねこれを支持すべきものと考える。しかし、多数意見が、法七条一号に違反する労働者の解雇に対する救済命令として、

しかし、多数意見が、法七条一号に違反する労働者の解雇に対する救済命令としての原職復帰及びいわゆるバックペイ命令の趣旨、目的に関して説くところについては、われわれはこれに賛同することができない。すなわち、多数意見は、不当労働行為としての解雇を、被解雇者個人の雇用関係上の権利ないしは利益に対する侵害と、当該使用者の事業所における労働者らの組合活動一般に対する侵害との面においてとらえ、救済命令の内容もまた、この両面における侵害の結果の除去という観点から考慮、決定されるべきものとしているが、この点については、われわれは、むしろ端的に、使用者の事業所における組合活動一般に対する侵害の面に着して一元的・統一的にこれをとらえ、救済命令についても、専ら右の観点からそと必要性と適切性を判断してその内容を決定すべきものと考えるのであり、このことは、ひいては本件の処理に関する結論の差異にも導くのである。

そもそも、法七条一号が労働者の正当な組合活動の故をもつてする解雇その他の不利益取扱いを不当労働行為として禁止しているのは、個々の労働者の雇用関係上の権利ないしは利益の保護のためというよりは、むしろ、使用者が、このような情報を含む、自己の事業所における当該労働者を含むしまうとすることを封ずるためである。使用者が、正当な組合活動をした労働者に対し、その故をもつて解雇その他の不利益取扱いをする行為は、あるいは当該労働者をその事業所から排除することにより、あるいは不利益を課することの威嚇力により、当該事業所における労働者らの正当な組合活動に対して抑圧的ないしは制約果を及ぼすものであつて、法が不当労働行為としてこのような行為を禁止しているゆえんも、そこにあるのである。

正当な組合活動の故をもつてする解雇その他の不利益取扱いの不当労働行為性が 右の点にあるとすれば、これに対する労働委員会の救済命令もまた、これらの行為 の組合活動一般に対する抑圧的・制約的効果の除去に向けられるべきものであり、 具体的には、不当労働行為の内実をなす不利益そのものを除去し、このような不当 労働行為がなかつた場合の状態にかえすのに役立つような内容の命令を発するとい うことにならざるをえない。不当労働行為としての解雇に対する救済命令として被解雇者の原職復帰とバツクペイが命ぜられるのは、専ら右の趣旨によるものとして理解すべきである。

二 本件における問題は、不当労働行為により解雇された労働者が原職復帰までの間に他で就労して収入を得た場合、バツクペイ命令としては、原則として、得べかりし賃金相当額から右の中間収入の額を控除しなければならないかどうかである。一つの見方からすれば、右の場合、被解雇者は、解雇によつて事実上自由となつた労働力を利用した対価として一定の収入を取得した限度において、解雇によつて受けた雇用関係上の不利益を回復したものと考えられなくもない。さきの当裁判所昭和三六年(オ)第五一九号同三七年九月一八日第三小法廷判決・民集一六巻九号一九八五頁及び本件の第一審判決、原判決は、いずれもこのような見解をとるものと認められる。

るいう。 の除去という観点があった。 できないう観点があるときは、 できないうときは入があるといった。 できないのであるといったがあったとの当然にの事情にできないのもいのような話般の事情につて、 をはいからといったがあった。 をはいかであった。 をはいかであった。 をはいかであった。 をはいかであった。 をはいかであった。 をはいかであった。 をはいからないでは、 をの関係においてなるをのであるできた。 をいわないでならかが、 をの関係においてなくないのであり、 をのであるが、 をの内であるが、 をの内であるが、 をの内でならいのは当然であり、 ないのは当然である。 を要する問題であたった。 の内である。 を要する問題であたった。 を要する問題であたった。 を要する問題である。 を要する。 を要する。 を要する。 をの決定を表しいのには、 を要するに、 を要するに、 を要する。 を要する。 を要する。 を要する。 を要する。 を要する。 をの決定を表していた。 をのとまる。 をのとする。 とすべきものと考える。

前記の当裁判所昭和三六年(オ)第五一九号同三七年九月一八日第三小法廷判決は、上記説示と抵触する限度において、変更されるべきものと認める。

を全く不問に付することは、労働委員会の裁量権行使の合理的限界を超えているものと断じている。

しかしながら、われわれは多数意見のように被解雇者の個人的な経済的被害の救済という観点を持ち出すことに反対であるのみならず、右の中間収入の取得を従前の就労の継続による賃金の取得と同等視すべきかどうか、これによりどの程度を被害の除去があつたとみるべきかについても、われわれは、前述のように、右のような事情を考慮して判断されるべきものと解するのであり、われわれの見解においては、多数意見の指摘する諸点から直ちに、バックペイの額の決定にあたつて右の中間を多数意見の指摘する諸点から直ちに、バックペイの額の決定にあたつて右の中間を多数意見の指摘する諸点から直ちに、バックペイの額の決定にあたつて右の中間を多数意見の指摘する話点からした上告委員会の決定が、上記諸事情を公正、誠実により、本件においては、他に右のような明白な不合理性の存在をはいきない。そして、本件においては、他に右のような明白な不合理性の存在を違法とするまとするまできない。

四 以上の次第であるから、右と異なる判断に立つ原判決を破棄し、第一審判決を取り消し、被上告人の本件救済命令の取消しを求める請求を棄却する判決をすべきものと考える。

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	岡	原		⊞
裁判支数判官		田田	昌武盛武清喜正	男三
裁判官	下岸天江大髙吉団本服環栗		盛	=
裁判官	天_	野	武	
裁判官	江里		清	雄郎己豊光讓顯
裁判官裁判官	人 宜	冰	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	밁
裁判官 裁判官 裁判官	吉	塚辻田藤林	111	曹
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	本	林		譲
裁判官 裁判官	腽	部	高昌	顯
裁判官 裁判官	塓 西	*	首 一	夫
秋刊 日	木	本	<u> </u>	大